

相続登記

忘れていませんか？

相続した不動産を守るには、相続登記が必要です。

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務になり、正当な理由[※]のない申請漏れには**10万円以下の過料**の可能性があります。

(※)相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなど。



コレって、ちょっと
ほっとけないかも・・・

石本 愛

ご相談は

「初回相談無料」

「最寄りの司法書士が対応」

佐賀県司法書士会相続登記相談センター

TEL0120-13-7832

平日の午前10時から午後4時まで



佐賀県司法書士会

Saga Shihoshoshi Lawyers Association

TEL 0952-29-0626



佐賀地方法務局と連携して、相続登記や空き家対策等を支援しています。